

問 町民生活課 課税管理係 内線 2123

愛媛県後期高齢者医療広域連合 ☎ 089-911-7733

令和2・3年度保険料(1人当たり年額)

	令和2・3年度	平成30・令和元年度
均等割額	47,720円	46,374円
所得割率	9.02%	8.78%
限度額	640,000円	620,000円

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料の見直しを行っています。

保険料の計算方法

保険料(年額)	=	均等割額	+	所得割額
限度額64万円 ※10円未満切捨て		47,720円		$\left[\text{総所得金額等} - 33 \text{万円} \right] \times \text{所得割率}$ 【基礎控除額】 9.02%

※1人当たりの保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じた「所得割額」の合計となります。

保険料の負担を軽減します

【所得の低い方の軽減】

本則7割軽減の対象の方は、これまでさらに上乘せして軽減されてきましたが、段階的に見直され、制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

世帯の総所得金額等 (世帯主と被保険者により判定)	軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下の世帯	7割	8.5割	7.75割 ^{※1}	7割
被保険者全員の各所得が0円となる場合 (公的年金所得は控除額を80万円として計算)		8割	7割 ^{※2}	
(33万円+28.5万円×世帯に属する被保険者数)以下の世帯	5割	5割		
(33万円+52万円×世帯に属する被保険者数)以下の世帯	2割	2割		

※1 令和元年度に8.5割軽減であった方については、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、令和2年度は7.75割軽減となります。

※2 令和元年度に8割軽減であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は、年金保険料の納付実績等に応じて異なります。

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)は、所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。

社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関等で支払う窓口負担を除いた費用を、公費(国・県・市町の負担金)で約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料)で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さまが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。